市税およ 滞納者に 強制徴収公債権の徴収強化」 び料金 など 対する徴収を強化 ます

金や各種料金などを財源とし んに納めていただいている税行政サービスは、市民の皆さ て提供されています。 しかし、 ービスは、 残念ながら一部の

市が行っているさまざまな

ついて、 ます。 市では徴収の強化を進めてい そこで、 本号と2月20日号の 徴収の取り組みに

人による滯納が生じており、

2回に分けて紹介します。 徴収体制の強化 市税などを滞納することは

公平性が保てないことになりいる多くの市民の皆さんとのととなり、納期内に納付して 執行を行うなど、徴収体制を法令に基づく滞納処分や強制 行政サ 強化します。 ービスの低下を招くこ 滞納者に対して、 市民の皆さん

は、発生原因により次の2 に分類されます。

私債権=契約などの当事者 生する債権

このうち公債権は、 滞納が

とおり)。 納処分を行うことができ、強制徴収公債権は、市が 裁判所を通じた手続きに 市が滞

ご理解をお願いします。

市の債権の分類

市の債権(税金や料金など) 0

がないと「滞納」となります

差し押さえる財産を決定す 滞納処分などの流れは、 いる市税などに充てます。 調査は金融機関への預金 動産

強制徴収公債権の 滞納処分の流れ

税金や保育料などの強制徴 定められた期限までに納付

意志に関わらず滞納となってい場合は、**滞納している人の**い場合は、**滞納している人の** 価(売却など)し、滞納となっ する滞納処分を行います。 収公債権を滞納し、督促や催 や不動産は公売などにより換 人の財産を差し押さえ、 滯納処分は、 滞納している

取引先への売掛金調査など、調査、勤務先への給与調査、 が、調査は金融機関への預金るため財産調査を実施します 者に対して行います。 滞納者の財産を占有する第三 て

債権の分類

公債権 強制徴収公債権 市税、介護保険料、後期高齢者 市の債権

私債権

市営住宅使用料、学校給食費、 水道料金、墓園管理料など

医療保険料、下水道事業受益者 負担金、下水道使用料など

非強制徴収公債権

老人保護措置費一部負担金など

間の合意により発生する債 公債権=行政処分により発

ます 非強制徴収公債権に分類され 発生した場合の徴収方法によ さらに強制徴収公債権と (下図の「債権の分類」の

強制徴収公債権および私債権 より強制執行することができ

の徴収強化に 本号では、 について紹介しま強制徴収公債権

平成29年度における差押え 市税については、 コンビニエ 約880万 向けた財産調査を行い、 法の規定により、 収を強化していきます。 や給与の差押えを行うなど徴 できるため、 同様に滞納処分をすることが なお、保育料は、 財産の差押えに

を向上するため、 成30年4月より納税者の利便 ンスストアおよび東北管内の また、

主な強制徴収公債権の 徴収の取り組み

齡者医療保険料■市税、介護保険料 介護保険料、 後期高

ます。 づき、 施し滞納市税などに充ててい や介護保険法などの規定に基 齢者医療保険料は、 市税、 不動産などの差押えを実 預金、 介護保険料、 給与、 年金、 地方税法 動

円となっています。 による納入額は、

たクレジットカード決済によ付、インターネットを利用し る納付が可能となり ゆうちょ銀行(郵便局)での りました。 L

期に合わせて計画的に納付す 収や、 るなどの指導を行っています。 通知書・電話による催告を行 その後も納付されなけれ 訪問・呼び出しによる徴 児童手当などの支給時 を滞納した場合は、 児童福祉

市税などと 納付や相談がない場合、 後も納付や相談がない場合は 合は「督促状」を送付し、 「戸別訪問徴収」を実施します。 戸別訪問徴収後においても 受益者負担金を滞納した場

財産

は、 行うなど徴収を強化していき行い、預金や給与の差押えを の差押えに向けた財産調査を また、 年4回の5年分割(20 預金や給与の差押えを

による一括納付も可能です。 払い)となりますが、 となりますが、申し出、受益者負担金の納付、

滞納市税などに充当

滞納処分などの流れ

②財産調査

4換

滞

納

いから」と放置 廃業により収入が著しく減少 らず、 したなど納付が困難な場合は 納付の意思があるにも関わ 失業、 病気、 また「払えな 事業の休

■下水道使用料

■下水道事業受益者負担金

金と合わせて徴収しているこ 費用として使われます。 の運転や下水管の補修など 下水道使用料は、 下水道使用料を滞納した場 下水道使用料は水道料 下水処理

送付

とから、

「給水停止警告書(警

告文)」を送付します。

する費用の一部に充てられま公共下水道に関わる事業に要

下水道事業受益者負担金は、

それでも納付や相談がなけれ 知書(最終通告文)」を送付し、 ない場合は、「給水停止決定通 一定期間経過しても連絡が

査を行い、 えを行うなど徴収を強化 財産の差押えに向けた財産調 いきます。 給水停止を行うとともに、 預金や給与の差押 して

関、コンビニエンスストアお付書払い」は、市内の金融機 とができます よび市役所窓口で納付するこ なお、 下水道使用料の

納付が困難な場合は まずご相談を

ださ

れる「口座振替」もご利用

納期どおりに振り替えさ

受けられます。

納付忘れによる滞納が見

納付の相談に応じます。生活状況をお聞きしながら、 に必ず相談してくださ

定です。 強化についてお知らせする予強化についてお知らせする予リ2F号では、非強制徴

▽問い合わせ先

市税、 療保険料=税務課収納係 介護・後期高齢者医 (公内線157)

保育料=子ども課保育係 (合内線19

水道事業所 水道事業受益者負担金

下

水道使用料= (☆内線20 水道事業所

(公内線17

「納付忘れ」の防止には

(7) 広報大船渡お知らせ版 31.1.21(No.1143)